

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野市長 蓬 萊 務

市町村名 (市町村コード)	小 野 市 (28218)
地域名 (地域内農業集落 名)	市 場 地 区 (大島町中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 6月 13日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内の農地の総面積は7haとなり、大部分が集落内に介在するものや、都市的利用が進む幹線市道に隣接する農地となっている。その農地の内、当該計画対象農地と位置付けている農振農用地に該当する農地は2haとわずかである。

・主要農作物は水稻、野菜である。土地基盤整備事業は未実施の地域である。

・農家数は27戸で農業従事者の大部分で高齢化が進み、今後、更なる農業従事者の高齢化が予想される。

・農家の経営規模別では、1.0ha以上2.0ha未満が2戸、0.5ha以上1ha未満が3戸、残り全てが0.5ha未満となる。なお、計画対象農地を耕作する農家数としては15戸となる。

・小規模な個人農家が大半を占め、いずれも自作による営農となっている。集落営農組織はなく、また、認定農業者もない。

・地域内での担い手農家等に対する農地の利用集積は進んでおらず、土地基盤整備が実施されていないことや、住居等を主とした都市的土地利用が進みつつある当地域での農地の流動化は難しい。

・将来の地域農業については、多くの者が「農業後継者の不足」や「耕作放棄地の増加」を深刻な問題として認識されており、その問題解決策として、実効性のある農地流動化への取組や、農用地の受け手である営農担い手の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現状の営農を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地の発生にあわせ、規模拡大経営志向の農家などを中心に農地の流動化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。

・栽培作物については、水稻や野菜を中心とした地域営農を今後も展開していく。

・新規就農を希望する者があれば、新たな地域営農の担い手として当該地域での定着を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域として設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・現状の営農を維持していくものとするが、離農や耕作放棄地が発生した場合は、規模拡大経営志向の農家などを中心に農地の流動化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。 ・農地の貸借は、地域関係者のほか、農地利用最適化推進委員や農地相談員への相談を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積は、農地バンクを活用しながら農地の貸し借りの利用権設定を行う。 ・契約内容については、貸し手、受け手の双方の意向に配慮し、慎重に取り扱うものとする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業は予定していないが、必要に応じて農作業の省力化に資する事業を検討する。 ・ほ場及び土地改良施設の機能の維持管理については、必要に応じて多面的機能直接支払交付金事業を活用を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農を希望する者がいれば、地域営農の新たな担い手農家として育成する。 ・新たな担い手農家の育成については、地域と連携しながら、当該担い手農家の営農の経営基盤強化につながる公的制度の活用や土地利用調整などの支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じ、農業支援サービス事業者等への作業受託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①農産物に対する鳥獣被害が予測される場合又は発生した場合は、侵入防止柵の設置等の対策を行う。 ⑦土地改良施設の保全管理は、多面的機能直接支払交付金事業等を活用しながら適切に維持管理を行う。				